

8月23日に予算化された
新型コロナウイルス感染症対策経費の概要をお知らせします

事業名	補正予算額	内容	問い合わせ
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	2,769万円	長期化している新型コロナウイルス感染症の影響を受ける低所得の子育て世帯の生活を支援している給付金の予算を増額します	新館地域福祉課(☎41-3575)
新型コロナウイルスワクチン接種事業	1億2,041万円	11月までにワクチン接種を完了するとの国の方針を受け、接種計画の見直しに伴う受け入れ体制の構築などの予算を増額します	新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策室(☎41-3605)
収入保険加入促進事業	3,672万円	新型コロナウイルス感染症などの影響による農業収入の減少に備えるために加入する収入保険制度の保険料の一部を支援します	農政課(☎23-1400)
中小企業持続支援事業	2,202万円	令和3年10月～12月の期間を対象に、市内の事業者が負担している店舗または事業所の地代・家賃の一部を支援します ■上限額 月額10万円(最大30万円)	本館商工労政課(☎41-3539)
中小企業売上アップ応援事業	1億9,262万円	地元店舗を支援するため、年末年始を含む1カ月間および年度末の1カ月間を対象に、キャッシュレスQRコード決済サービス「PayPay」を活用したポイント還元キャンペーンを実施します	本館商工労政課(☎41-3534)
飲食店等緊急経営支援事業	3,750万円	県独自に発令した「岩手緊急事態宣言」の影響を受ける飲食店などに対する支援策として、県が支給する「県地域企業経営支援金」の上乗せ支給事業者を対象に、市独自の支援金を支給します ■支援額 一店舗当たり最大10万円	本館商工労政課(☎41-3534)
温泉宿泊施設等利用促進事業	3億2,000万円	県民などが市内温泉宿泊等施設を利用した場合の費用を助成します ■助成額 最大3,000円	本館観光課(☎41-3542)
まつり山車団体継続支援事業	480万円	来年度以降の山車運行の継続に向け、山車団体を対象に、備品の修繕などを行う費用の一部を支援します ■上限額 1団体20万円	本館観光課(☎41-3542)
貸切バス事業持続支援事業	1,760万円	市内に本社を有するバス事業者に対し、車両の維持費用を支援します ■支援額 車両1台につき20万円	本館観光課(☎41-3541)
観光関連施設事業持続支援事業	260万円	県独自に発令した「岩手緊急事態宣言」による市施設などの休館に伴い影響を受けている当該施設館内または隣接の事業者に対し支援します ■支援額 最大10万円	本館観光課(☎41-3541)
イベント中止等に伴う準備経費支援事業	200万円	県独自に発令した「岩手緊急事態宣言」による市施設などの休館に伴い、中止・延期したイベントの準備経費の一部を支援します ■上限額 1団体20万円	本館観光課(☎41-3542)

* 上記のうち補助金などの支援策については、実施に向け調整中です。準備ができ次第、市ホームページなどでお知らせします

対象期間を
延長しました

感染症の影響による事業主都合で失業した人が対象
花巻市失業者生活見舞金



市では、事業主都合で失業することになった人を対象に、見舞金を支給しています。
今回、対象に定めていた期間要件を令和3年12月31日まで拡大。申請期限を令和4年3月31日まで延長して実施します。

- 対象 次の要件を全て満たす人
- ▶同一の事業所に3カ月以上勤務し、令和2年4月1日～3年12月31日に新型コロナウイルス感染症の影響で失業(労働期間の更新が認められなかった場合を含む)した人
 - ▶失業日から本制度の申請日までの期間、継続して本市の住民基本台帳に記載されている人
 - ▶失業日まで雇用保険の被保険者であり、かつ、医療保険の被扶養者となっていない人
- ※次のいずれかに該当する人は対象外
- ▶失業日以前に事業所の役員だった人
 - ▶本制度の申請日において再就職し、雇用保険の被保険者となった人
 - ▶「労働期間の更新を

行わないこと」を条件に契約を締結した人

■支給額 10万円(同一年度内1回限り)

■申請期限 令和4年3月31日(木)

- 申請方法 申請書に必要事項を記入の上、
- ▶失業日を確認することができる書類(雇用保険受給資格者証、離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、退職証明書など)
 - ▶失業日以前に3カ月以上、同一の事業所に勤務していたことが確認できる書類(給与明細書、出勤簿など)
 - ▶本人確認ができる書類(運転免許証、保険証など)一の写しを添えて、下記へ提出

* 申請様式などは、市ホームページに掲載しています



市ホームページ
QRコード

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3536)

12月31日まで
支給期間を延長

国民健康保険・後期高齢者医療の加入者が対象
傷病手当金



国民健康保険または後期高齢者医療の加入者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、勤務先から給与を受け取ることができなかった場合に、傷病手当金を支給します。

今回、支給期間に定められていた期間要件を12月31日まで延長。10月1日以降においても一定の期間、傷病手当金を受けられるようになりました。

- 対象 次の要件を全て満たす人
- ▶国民健康保険または後期高齢者医療の加入者
 - ▶新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状で感染の疑いがあり、就労できなかった期間がある場合
 - ▶勤務先から給与の支払いを受けている加入者で、全額または一部の支給を受けられなかった場合
- 支給期間 就労できなかった期間のうち、初めの3日間を除いた4日目以降の期間

ち、初めの3日間を除いた4日目以降の期間

※就労できなかった期間の4日目が令和2年1月1日～3年12月31日の間に含まれていることが要件

■支給額 1日につき、直近の連続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で割った金額の3分の2

* 申請方法など詳しくは、市ホームページで紹介しています



国民健康保険の傷病手当金
QRコード



後期高齢者医療の傷病手当金
QRコード

【問い合わせ】本館国保医療課(☎41-3583)